

# 藤沢市の人権施策推進イメージ

資料 1

## 人権指針・方針に基づく事業計画

- ◆ ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針(概ね5年ごとに改定)  
《基本理念》  
人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり

- 《基本目標》  
(1)個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築  
(2)ともに支えあい、ともに生きる社会の構築  
(3)パートナーシップによる施策の推進

### ◆ 人権施策方針の策定 新

(その年度に取り組むべき人権の重点課題を明示する)

- ◆ 各課等による事業の振り返り
- ◆ 外部組織・庁内組織による点検結果の反映

## ふじさわ人権協議会(外部組織)

学識者、関係団体、企業・労働団体、市民から市長が委嘱。  
(任期:2年 定数:15人以内)

- 《目的》  
人権施策の推進に関する協議及び検討
- 《所掌事務》  
(1)「人権指針」の進行管理に必要な事項  
(2)人権意識の啓発を推進するために必要な事項  
(3)その他人権施策の推進を図るために必要な事項

## 人権擁護委員

議会の同意を得て市長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間ボランティア。  
(任期:3年 本市の人権擁護委員:18人)

- 《目的》  
市民の人権の擁護、人権思想の普及・高揚を図る
- 《活動内容》  
人権相談、人権作文コンテスト、人権の花運動など

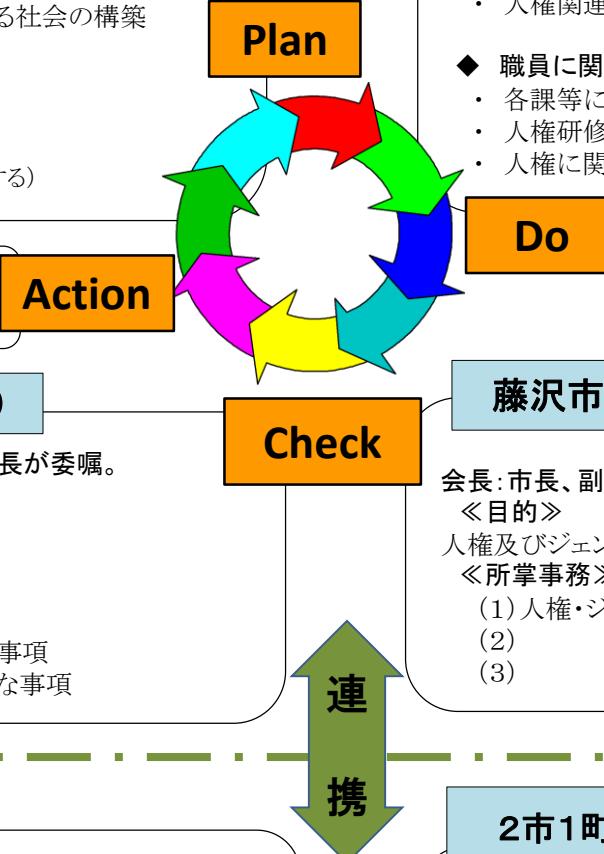
## 人権指針・方針に基づく事業の実施

### ◆ 人権施策・人権啓発事業の実施

- 人権指針・人権施策方針に基づく事業実施
- 人権啓発講演会・人権週間に合わせたパネル展等の実施
- 人権関連団体等と連携した人権講演会・研修等の実施

### ◆ 職員に関する全庁的な人権意識啓発の実施

- 各課等による人権意識啓発への取組
- 人権研修の実施
- 人権に関するeラーニング研修の実施



## 藤沢市D & I推進会議(庁内組織)

会長: 市長、副会長:両副市長、委員:各部等の長で構成。

### 《目的》

人権及びジェンダー平等・男女共同参画に関する施策の推進  
《所掌事務》

- (1)人権・ジェンダー平等・男女共同参画に関する施策推進
- (2) " 施策の関係機関との連絡調整
- (3) " 啓発 その他必要な事項

## 2市1町人権・男女共同参画連携推進会議

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町が連携し、人権課題解決に向け調査・研究に取り組むため、平成22年に設置。

### 《取組概要》

特別講演会・情報交換会議の開催、データDV防止啓発リーフレットの作成・配布など